

医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を適正に受診しなければ、余計な医療費を負担するだけでなく、治療が効果的に受けられない場合があります。

次のとおり適正受診にご協力ください。



皆野町けんこう大使
みへな



からのお知らせ

休日、夜間受診はよく考えましょう

休日や夜間に開いている医療機関は、緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものです。やむを得ない場合以外は診療時間内に受診しましょう。

活用しましょう！「こども医療でんわ相談」

子どもの急な病気が休日や夜間にあたり心配なとき、電話相談ができます。対応してくれるのは小児科医師または看護師です。子どもの症状を伝え、どう対応したらよいか相談できます。



こども医療でんわ相談
#8000

かかりつけ医を持ちましょう

信頼できるかかりつけ医を持ち、気になることがあったら、相談しましょう。患者に合った治療計画や専門医への紹介など、適切な医療を受けることができます。



やめましょう 重複受診

重複受診とは、同じ病気で複数の医療機関を受診することです。医療費を増やしてしまうだけでなく、重複する検査や投薬が体に悪影響を与えてしまうことがあります。ほかの医療機関を受診する前に、かかりつけ医に相談することをお勧めします。

薬のもらい過ぎや飲み合わせに注意しましょう

薬が余っているときは医師や薬剤師に相談しましょう。薬は飲み合わせによって、副作用が出ることもあります。『お薬手帳』を活用して、既に処方されている薬を医師や薬剤師に伝え、チェックしてもらいましょう。

入院時の食事療養費を改定します

6月から入院時の食事代(食事療養の標準負担額)を下記のとおり改定します。

所得区分		食事療養標準負担額(1食あたり)	
		5月31日まで	6月1日から
ア	現役並Ⅲ	460円	490円
イ	現役並Ⅱ		
ウ	現役並Ⅰ		
エ	一般		
オ	低所得Ⅱ	210円	230円
	低所得Ⅰ	100円	110円

※住民税非課税世帯(区分オ・低所得ⅠⅡ)のかたは、「標準負担額減額認定証」または「被保険者証情報を紐付けしたマイナンバーカード」が必要です。

※「生活療養費標準負担額」の食事に係る費用も値上がり改正します。

問合せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232